

入札公告

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 9 月 28 日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

(1) 事業名

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務

(2) 事業の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 26 日（金）まで

(4) 売払い物品

別紙、不用パソコン一覧表のとおり

(5) 引き渡し場所

別紙、不用パソコン一覧表のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

(5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の業務について過去 2 年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書（様式 1）を、令和 2

年 10 月 8 日（木）午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する休日を除く。）に次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和 2 年 10 月 8 日（木）午後 5 時 15 分必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課
電話 024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において公告のあった日から同年 10 月 8 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書、不用パソコン一覧表等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 2 年 10 月 16 日（金）午前 10 時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎 4 階 401 会議室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵便による入札は不可とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法

入札書には①消去等作業費用、②売買代金（買取額）、③差引総額（①－②）をそれぞれ記入すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、①消去等作業費用から②売買代金（買取額）を差し引いた総額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。